

令和6年度地域包括支援センター評価基準

熊本市 高齢福祉課

評価基準の見直し

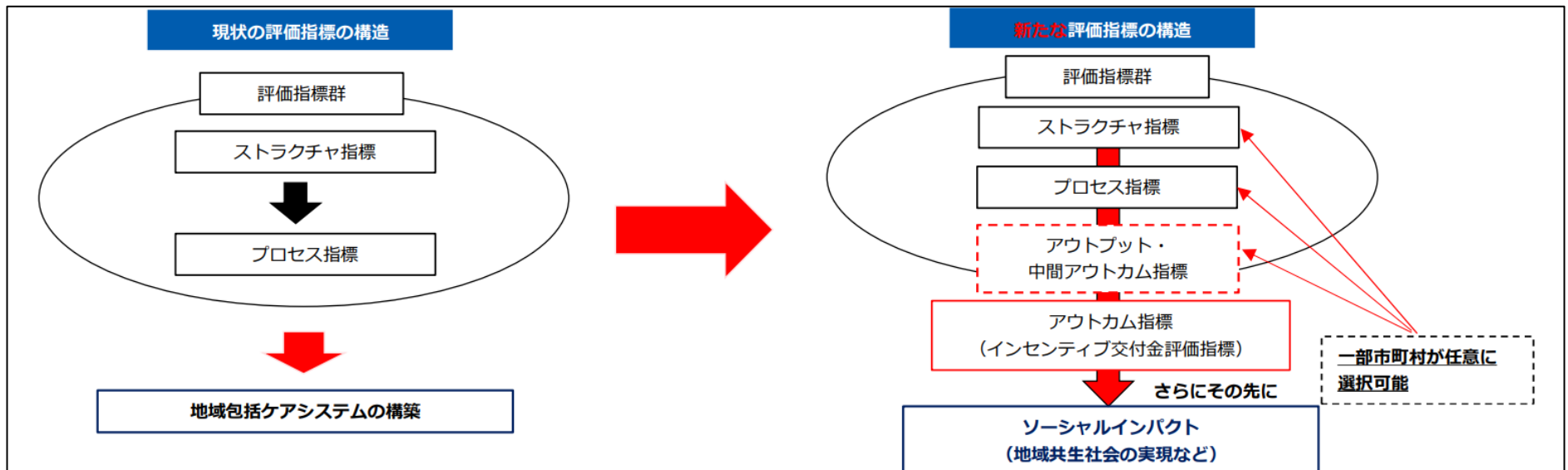
- 現在、厚生労働省において、地域包括支援センターの評価指標を見直しているところ。
- この国の動きに合わせ、地域包括支援センターの業務負担軽減の観点から、本市の行政評価の評価指標についても、今後国が示す評価指をベースに見直すこととしたい。

【見直し方針】

国が示す評価指針に、これまで本市が独自で評価していた項目を追加する。

※国の評価指標が正式に公表された後で、本市の評価基準を検討し、令和6年度第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会にお諮りする予定。

【国における評価指標の見直し方針】

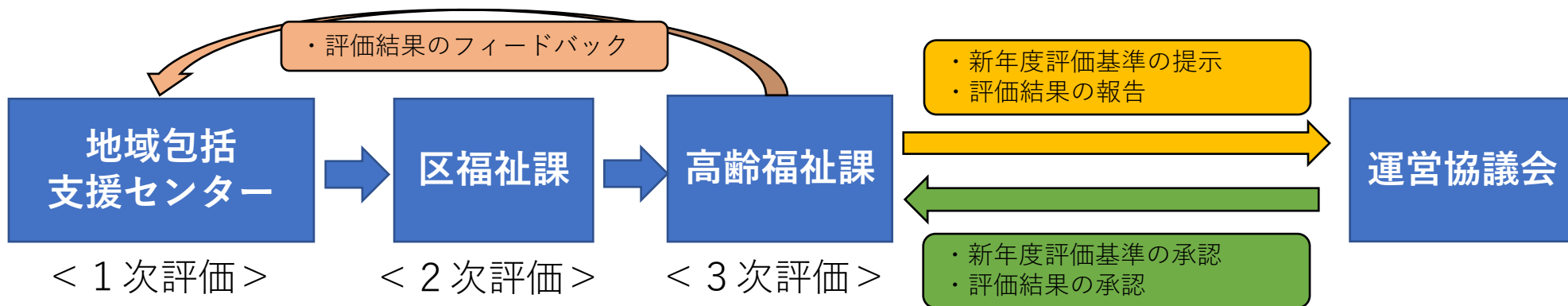


(参考) 地域包括支援センターの評価について

【現行の評価方式について】

現行の評価については毎年度地域包括支援センター運営協議会にて承認いただいた評価基準について、各ささえりあに評価表を配布し1次評価を実施。その後各区役所福祉課による2次評価（ヒアリングによる）を実施後、高齢福祉課による最終評価を実施。

評価結果については地域包括支援センター運営協議会に報告するとともに各包括支援センターに対してフィードバックを実施している。



※別途厚労省より「「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」の依頼があり、国の示す設問について、地域包括支援センターへ照会のうえ、国へ回答を行っている。

<参考> 国における評価基準の見直し関係①

地域包括支援センターの評価指標の見直しについて

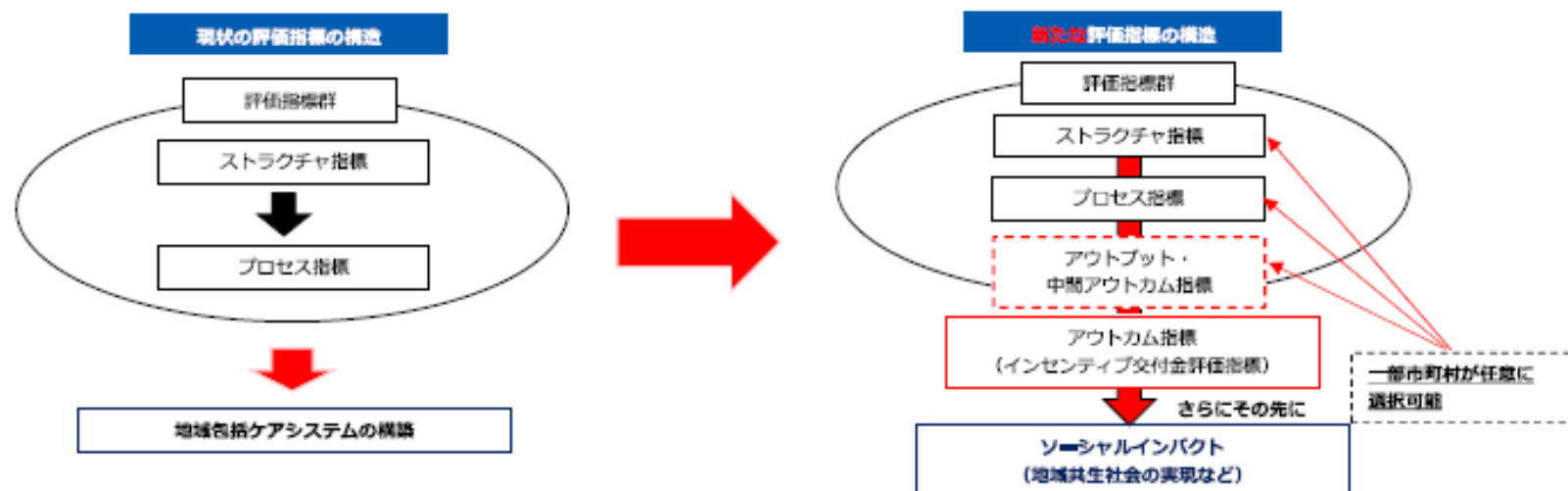
- ・ 現行の評価指標については、制度施行から5年以上経過し、業務チェックリストや市町村とセンター間のコミュニケーションツールとして一定程度寄与してきた。
- ・ その一方で、介護保険法115条の46第4項や第9項に規定される具体的な業務改善に繋がっているのかを評価することが困難となっている。

○評価指標の見直しの観点

・ 条文の趣旨に則り、市町村が掲げる運営方針に沿ったセンターの事業評価が行われ、**各市町村が強化したいと考えるセンターの機能強化を図ることが可能**となるよう見直しを行う。また、令和6年度からインセンティブ交付金のアウトカム指標が新たに設定されることで、センターのアウトカム指標も内在するものとなることを踏まえ、ストラクチャ指標、プロセス指標から**アウトカム指標に繋がる構造**になることを明示（評価指標の構造を参照）。さらに、こうした取組を通して最終的には**地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現などのインパクトに繋がる**ことを意識した指標とした。

○具体的な指標の活用方法

- ①活動目標と取組内容として整理し、ステップ毎や複数の取組内容として示しているため、市町村やセンターによる取組の達成状況を確認することが可能。
- ②その取組結果の達成状況を、アウトプット・中間アウトカム指標や得点によって確認することが可能。
- ③また、任意に選択可能な指標を加えているため、市町村の実情に応じた活用が可能。



【参考】(地域包括支援センター) 介護保険法第百十五條の四十六

- (略)
- 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。
- (略)
- 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

<参考> 評価基準の見直し関係②

評価指標の構成（案）

■市町村指標■

領域	活動目標	取組内容（ストラクチャ指標・プロセス指標）	アウトプット 中間アウトカム指標 （注）	得点
1 地域包括ケアシステムにおけるセンターの活用	1 市町村が保有している地域包括ケアシステムの機能において、センターの機能を活かして計画的に活用する			4
2 センターの運営体制の整備	1 評価目標の結果、および運営協議会の議決やセンターとの協議を踏まえて、運営方針や支援・指導方針を策定し、それを実施できるだけの予算を確保する	各自治体において自らの取組を振り返りながら自己評価	地域包括支援センターの認知度（「介護予防・高齢生活支援・地域ニーズ調査」の「知っている」の％）	15
	2 運営方針に基づいてセンターが効果的に運営できるように、人材配置や人材育成に取り組む			
	3 センターの活用を行う			
	4 センターが個人情報保護等に留意しながら運営できるように体制を整える			
	5 センターの組織運営に関するアウトプット・中間アウトカム指標を市町村が設定する			
3 総合相談支援業務	1 総合相談支援体制の構築に取り組む			9
	2 相談件数や内容等を把握して相談支援体制の改善を図る			
	3 総合相談支援業務に関するアウトプット・中間アウトカム指標を設定する			
4 権利擁護業務	1 権利擁護業務の遂行のための体制構築に取り組む			5
	2 権利擁護業務に関するアウトプット・中間アウトカム指標を設定する			
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1 居宅介護支援事業所および介護支援専門員の業務やニーズを踏まえて、センターに於ける情報提供や研修の開催等を行う	（それぞれの活動目標を達成するために必要な取組内容やステップ等や複数の選択肢として列挙）		6
	2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関するアウトプット・中間アウトカム指標を設定する			
6 地域ケア会議	1 すべての機能を提供する地域ケア会議の体系を構築する			23
	2 地域ケア会議の運営の仕組みを構築する			
	3 地域ケア会議を活用する			
	4 地域ケア会議の活用において、センター等と協働する			
	5 地域ケア会議を活用して地域ケア会議のすべての機能を実現する			
	6 センター主催の地域ケア会議に関するアウトプット・中間アウトカム指標を設定する			
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1 センターや介護支援専門員等が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施できるように体制を整える			7
	2 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関するアウトプット・中間アウトカム指標を設定する			
8 包括的支援事業（社会保険充実分）	1 包括的支援事業（社会保険充実分）を実施するために、センターの活動を位置づけ、その支援を行う			5
	2 包括的支援事業（社会保険充実分）に関するアウトプット・中間アウトカム指標を設定する			

データに基づき客観的に評価

■地域包括支援センター指標■

領域	活動目標	取組内容（ストラクチャ指標・プロセス指標）	アウトプット 中間アウトカム指標 （注）	得点
1 地域アセスメント	1 市町村全体を踏まえた部局間の現状および将来像やニーズを把握する			4
2 組織運営	1 市町村の運営方針に従って、センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、業務改善を図る	各センターにおいて自らの取組を振り返りながら自己評価	センターにおける地域アセスメントを踏まえ重点的に取り組むべきとセンターとして判断した課題数	4
	2 センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う			
	3 組織（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置する			
	4 センター職員の人材育成を図る			
	5 市町村が示している個人情報の取扱い方針に従い、センターにおいて対応する			
	6 苦情等に適切に対応する			
3 総合相談支援業務	1 地域包括支援ネットワークを構築する			21
	2 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす			
	3 家族介護者支援に取り組む			
	4 複合的な課題を持つ世帯の相談に対応する			
4 権利擁護業務	1 高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う			15
	2 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす			
	3 家族介護者支援に取り組む			
	4 複合的な課題を持つ世帯の相談に対応する			
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の体制を構築し、地域ケア会議の活用に基づいた対応を行う			5
6 地域ケア会議	1 センター主催の組織ケースを核とした地域ケア会議において、多様な観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる			5
	2 地域ケア会議において、地域課題を把握し対応する			9
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	1 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する			5
8 包括的支援事業（社会保険充実分）	1 事業計画を推進する			4

データに基づき客観的に評価

※各項目は、最終版においては変更されることがある。

<参考> 評価基準の見直し関係③

評価指標見直し（案）のポイント

■市町村指標（例）■

領域	活動目標	取組内容	評価の観点	留意点	記点
2 センターの運営体制の整備	評価指標の結果、および運営協議会の協議やセンターとの協議を踏まえて、運営方針や支援・指導方針を策定し、それを実施できるだけの予算を確保する	A 前年度の（各）センターの総合評価得点や領域別評価得点等の評価指標の結果をもとに、センターごとの運営方針や支援・指導方針を策定しているか	評価指標の結果をもとに、センターの現状や課題を把握したうえで、センターが最大限の機能できるように運営協議会やセンターと協議を行い、運営方針や支援・指導方針を策定し、実際にそれを実施できるだけの予算を確保しているかどうかを評価する	複数のセンターを設置している場合には、前年度の各センターの得点等の評価結果をもとに、特に協議が必要なセンターに対する運営方針等を検討している場合にも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	1
		B 前年度の評価指標の結果に関する運営協議会での議論を踏まえて、センターの運営方針や支援・指導方針を策定しているか		センターの評価結果を運営協議会に報告して、その結果等について検討することが必要であり、その結果をもとに策定している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	1
		C センターが運営方針に基いた事業運営ができるように、運営予算を毎年見直し、確保しているか		運営方針に基いた事業運営をするために、受益法人がセンター予算を申請している場合は、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	1
		D 年度ごとのセンターの事業計画の策定にあたり、センターと協議を行っているか		指標方法は不問だが、協議の記録がある場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	1

①領域毎に、「活動目標」とそれを達成するための具体的な「取組内容」として整理

②ステップごとや複数の取組内容で示していることから、市町村や地域包括支援センターによる個々の取組の達成状況を確認することが可能

■地域包括支援センター指標（例）■

領域	活動目標	取組内容	評価の観点	留意点	記点
4 権利擁護業務	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	A 市町村から共有されている成年後見制度の市町村長官立して関する取組基準を確立しているか	高齢者による成年後見制度の適切な活用支援、消費者被害の予防・対応、高齢者虐待の予防・対応等といった権利擁護業務ができていのかどうかを評価する。	データまたは新聞や市町村から共有され、それをセンター職員が把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。市町村が取組基準を共有していない場合には満たしていないものとして取り扱う。	1
		B 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ提供しているか		少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	1
		C 消費者被害に際し、センターが受けた相談内容について、消費者生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか		相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。前年度に消費者被害に関する相談がない場合には、速やかに対応が確立できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	1
		D 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の記録について、市町村と共有しているか		対応の記録を明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	1
		E センターまたは市町村が関与する高齢者虐待防止に関する情報共有、相談及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか		前年度に実施がない場合には、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	1
		F センターに在籍する全ての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講しているか【任意】		高齢者虐待に関する研修等と権利擁護に関する研修を全ての職員が受講している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	評価外
		*アウトプット指標※ 成年後見制度の官立で支援件数【任意】		市町村長官立で支援と本人・親族による官立で支援全てのケース数	評価外
		*アウトプット指標※ 権利擁護に関する相談件数【任意】		運営状況調査Q3.2・相談件数のうち、権利擁護に関する件数	評価外

④取組結果の達成状況を、アウトプット・中間アウトカム指標によって確認することが可能

⑤任意に選択可能な指標を加えているため、市町村の実情に応じた活用が可能

③総合評価得点や領域別の評価得点をもとに、機能強化すべきセンターや領域を確認し、取組内容を参考に対応することが可能